

研究活動の不正行為への対応に関する機構達

平成 20 年 2 月 1 日

平成 19 年度機構達第 17 号

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度機構達第 45 号

一部改正 平成 31 年 3 月 31 日平成 30 年度機構達第 15 号

一部改正 2023 年 3 月 31 日 2022 年度機構達第 18 号

一部改正 2024 年 6 月 30 日 2024 年度機構達第 26 号

一部改正 2026 年 3 月 31 日 2025 年度機構達第 34 号

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 告発の受付等（第 6 条－第 9 条）

第 3 章 告発等に係る事案の調査（第 10 条－第 20 条）

第 4 章 被告発者等に対する暫定的な措置（第 21 条－第 23 条）

第 5 章 不正行為と認定された場合の措置（第 24 条－第 36 条）

第 6 章 雑則（第 37 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この機構達は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が実施する事業における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）への対応に関する取扱いについて定め、不正行為の早期発見及び是正並びに告発者等の保護を図り、もって研究活動の公正性を厳正に確保することを目的とする。

（対象となる研究資金）

第 2 条 対象となる研究資金（以下「対象資金」という。）は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に規定する業務のうち研究活動に係る資金として、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 内閣府において「競争的研究費」と登録されているもののうち機構が所管する研究資金

二 前号以外の機構が配分する資金のうち、研究活動を行う研究資金

（対象となる不正行為）

第 3 条 この機構達において「不正行為」とは、対象資金を活用した研究活動における研究成果の中に示されたデータや研究結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。ただし、故意によるものでないと明らかにされたものは不正行為に含まれないものとする。

一 ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた研究結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

（対象となる研究者）

第 4 条 対象となる研究者は、対象資金の配分を受けて研究活動を行っている研究者とする。

（対象となる研究機関）

第 5 条 対象となる研究機関は、対象資金の配分を受けている研究者が所属する機関又は対象資金を受けている機関とする。

第 2 章 告発の受付等

(告発窓口)

第6条 告発を受付ける窓口（以下「告発窓口」という。）は、法務部とする。

2 告発窓口の所在地等が明らかになるようにホームページ等により周知するものとする。

(告発の受付)

第7条 告発は、告発窓口において書面、電話、電子メール、ウェブフォーム又は面談により受け付けるものとする。

2 告発窓口は、告発があったときは、次の各号に掲げる事項を確認できるもののみ受け付けるものとする。

一 告発者の氏名、所属及び連絡先

二 不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様等の事案の内容

三 不正行為と考える合理的理由

3 前項の規定に関わらず、匿名による告発があったときは、告発の内容に応じ、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

4 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

5 告発窓口は、告発があった場合、当該告発に係る研究資金を所管する部署（以下「担当部」という。）に回付するものとする。

(告発の回付)

第8条 機構は、告発された内容が機構に該当しないときは、告発者の了解を得て、調査を行うべき研究機関又は資金配分機関に当該告発を回付するものとする。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第9条 機構は、告発窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 機構は、調査事案が漏洩した場合、調査中かどうかに関わらず必要に応じて調査事案について公に説明することができる。

3 機構は、単に告発したことを理由に告発者に対し、懲戒処分等を行ってはならない。

4 機構は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し、研究活動の全面的な禁止、懲戒処分等を行ってはならない。

第3章 告発等に係る事案の調査

(調査を行う機関)

第10条 第7条の規定により告発を受理した場合、調査を行う研究機関（以下「調査機関」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。

一 被告発者が研究機関に所属する場合は、原則として当該研究機関が告発された事案に係る調査を行うものとする。

二 被告発者が複数の研究機関に所属する場合は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。

三 被告発者が所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合は、所属する研究機関と研究が行われた機関とが合同で告発された事案の調査を行うものとする。

四 被告発者が告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合は、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると機構が特に認めた場合は、機構が告発された事案に係る調査を行うものとする。この場合、当該研究機関は機構の調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により機構以外の研究機関が調査機関となる場合は、機構は当該研究機関に対し調査実施を指示又は要請するものとする。

(調査の委託)

第11条 機構は、前条第2項の規定に基づき調査を行う場合、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学会等の他の研究機関に調査を委託すること、又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。

(予備調査)

第12条 機構自らが調査を行うこととなった場合、機構は、告発された不正行為が行われた可能性、告発内容の論理性、合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 予備調査は、担当部が行うものとする。
- 3 機構は、予備調査の結果、告発された事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。
- 4 本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者の所属機関に通知するものとする。
- 5 機構は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第13条 前条の規定により機構が本調査を実施することを決定したとき、機構に研究活動の不正行為に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長及び委員は、理事長が指名する役職員及び理事長が必要に応じて委嘱する外部有識者をもって構成する。
- 4 委員長及び委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会の事務は、担当部が行う。
- 6 調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(異議申立て)

第14条 機構は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。

- 2 告発者及び被告発者は、機構が示した調査委員の構成に異議があるときは、あらかじめ機構が定めた期間内に異議申立てをすることができる。

(本調査の実施)

第15条 調査委員会は、告発された事案において不正行為が行われたか否かその他必要な事項について調査する。

- 2 調査委員会は、学協会や研究機関等に調査の一部又は全部を委託することができる。
- 3 調査委員会は、必要に応じて、担当部、告発者若しくは被告発者等に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

第16条 調査委員会は、調査の実施に際し、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の認定)

第17条 調査委員会は、調査の結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否かを認定し、理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第18条 機構は、告発者、被告発者、経済産業省その他機構が必要と認める者に対し、調

査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第 19 条 不正行為を行ったと認定された被告発者は、その認定に不服がある場合は、あらかじめ機構が定めた期間内に機構に不服申立てをすることができる。

2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとする。

(公表)

第 20 条 機構は、調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

第 4 章 被告発者等に対する暫定的な措置

(本調査中の一時的措置)

第 21 条 機構は、第 10 条第 3 項の規定により、調査実施を指示又は要請した調査機関（機構自ら調査を行う場合は機構を含む。以下同じ。）から本調査を行う旨の通知があった場合又は第 11 条の規定に基づき調査を委託した場合は、調査の終了前であっても、必要に応じて調査の中間報告を当該調査機関に求めるものとする。

2 機構は、前項による中間報告を受けたときは、被告発者及びその者が所属する研究機関に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、告発された事案に係る研究費の支払停止、使用停止、申請の採択保留等の措置を講ずることができる。

(不正行為が行われた場合の措置)

第 22 条 不正行為が行われたと調査機関が認定した場合、機構は、被告発者及びその者が所属する研究機関に対し、前条により行った措置を継続することができる。

(不正行為が行われなかった場合の措置)

第 23 条 不正行為が行われなかったと調査機関が認定した場合、機構は、第 21 条第 2 項の規定により行った措置を解除する。

第 5 章 不正行為と認定された場合の措置

(措置検討委員会)

第 24 条 機構は、調査機関から不正行為が行われたとして認定があった場合、不正行為と認定された者（以下「被認定者」という。）に対する措置を検討する委員会（以下「措置検討委員会」という。）を設置する。

2 措置検討委員会は、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を理事長に報告する。

3 措置検討委員会は、委員長及び委員で構成する。

4 委員長及び委員は、理事長が指名する役職員及び理事長が必要に応じて委嘱する外部有識者をもって構成する。

5 委員長及び委員は、被認定者や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 措置検討委員会の事務は、法務部が行う。

7 この機構達に定める事項のほか、措置検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(措置検討委員会における検討)

第 25 条 措置検討委員会が措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリングなどを行い、調査結果の精査及び調査内容等を確認し、被認定者の不正行為への関与の度合い、研究における立場及び不正行為を防止するための努力の有無等を考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を理事長に報告するものとする。

(措置の決定)

第 26 条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、被認定者に対する措置を決定する。機

構は、決定にあたっては同委員会の報告を尊重するものとする。なお、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

(措置決定の通知)

第 27 条 機構は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及び所属する研究機関、機構以外の資金配分機関並びに経済産業省に通知するものとする。

(措置の対象者)

第 28 条 措置の対象者は次の各号に掲げる者とする。

- 一 不正行為があったと認定された研究を行ったとして認定された者（論文等の著者）
- 二 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
- 三 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された当該論文等の著者

(措置の内容)

第 29 条 機構は、前条に掲げる者に対して、不正行為の重大性、不正の度合い、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合いや不正行為があったと認定された研究における立場、不正行為を防止するための努力の有無等に応じ、次条から第 33 条までの規定のうち一つあるいは複数の措置を講じるものとする。ただし、措置検討委員会が特に必要と判断するときは、次条から第 33 条までの規定の措置以外の措置をとることができるものとする。

- 2 告発等がなされる前に論文等を取り下げていた場合又は告発等がなされた後直ちに当該論文等を取り下げた場合に係る被認定者に対する措置は、前条第 3 号に掲げる者に対してはとらないことができるものとし、前条第 1 号に掲げる者に対しても、論文等の取り下げがあった場合には状況によって適切な配慮を行うものとする。

(研究資金の配分停止)

第 30 条 機構は、措置の対象者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を停止し、不正行為の認定がなされた時点で使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費がある場合は、以後配分しない。

- 2 不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を停止するか否か、及び措置の対象者以外の研究者の取扱いについては、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。
- 3 第 28 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る対象資金以外の、現に配分されているすべての機構の研究資金であって、措置決定時において未だ配分されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費がある場合は、以下のとおりとする。
 - 一 第 28 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者が研究代表者となっている研究資金については配分停止とし、以後交付しない。
 - 二 第 28 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている研究資金については、当該者による研究費使用を認めない。

(研究資金申請の不採択)

第 31 条 機構は、機構の研究資金で、不正行為が認定された時点で措置の対象者が研究代表者として申請されているものについては採択しない。

- 2 機構は、機構の研究資金で、不正行為が認定された時点で措置の対象者が研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当該者を差し替えなければ採択しない。また、採択後に、差し替えがなく採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

(不正行為に係る研究資金の返還)

第 32 条 機構は、不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。以下、本条において同じ。）の一部又は全部の返還を求めるものと

する。返還額については、本条第2項から第4項の規定を原則としながら、不正の度合いや研究計画全体に与える影響等を考慮して定めるものとする。

- 2 機構は、不正行為が認定された研究全体が配分停止されたときは、当該研究機関に対し、未使用の研究費の返還、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求めるものとする。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該研究機関の負担とするものとする。
- 3 機構は、当該研究全体が配分停止されていないときは、当該研究機関に対し、不正があったと認定された研究に係る未使用の研究費の返還、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求めるものとする。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該研究機関の負担とするものとする。
- 4 機構は、研究費の配分目的に照らし極めて不正の度合いが高い場合は、研究機関に対し、第28条第1号及び第2号に掲げる者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求めるものとする。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。

(研究資金の申請制限)

第33条 機構は、措置の対象者に対して、機構のすべての研究資金への申請を制限するものとする。制限期間については、不正行為の重大性、不正の度合い及び不正行為への関与の度合に応じて措置検討委員会が次の各号に従い定めるものとする。

- 一 第28条第1号に掲げる者については、機構の研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- 二 第28条第2号に掲げる者については、機構の研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- 三 第28条第3号に掲げる者については、機構の研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

(訴訟が提起された場合)

第34条 機構が措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会の認定について訴訟が提起された場合、認定が不適切である等、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続するものとする。措置前に訴訟が提起された場合にも、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。

- 2 機構が措置を行った後、訴訟において調査機関に設置された調査委員会の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに措置を撤回するものとする。なお、機構は、研究費の返還がなされていた場合、その金額を再交付することができるものとし、研究費の配分停止がなされていた場合、対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否かを決定するものとする。

(措置内容の公表)

第35条 機構は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて速やかに公表するものとする。ただし、告発がなされる前に取り下げられた論文等における不正行為に係る被認定者の氏名・所属を公表しないことができる。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しない。

(機構以外の機関が決定した措置の取扱い)

第36条 府省所管の研究資金及び他の独立行政法人等が配分した研究資金を活用した研

究活動において、研究上の不正を行ったと認定された者に対して講じる措置の通知があった場合、機構は、第 26 条から第 35 条までの規定に準じて、同様の措置をとるものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

第 37 条 この機構達の定めでない事項は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日）、政府指針及び申し合わせ文書等に基づき対応するものとする。

2 この機構達に定めるもののほか、機構の研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この機構達は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度機構達第 45 号）

この機構達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度機構達第 15 号）

この機構達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2022 年度機構達第 18 号）

この機構達は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2024 年度機構達第 26 号）

この機構達は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年度機構達第 34 号）

この機構達は、2026 年 4 月 1 日から施行する。